

教育委員会会議の議事録（平成29年5月定例）

◆ 日 時 平成29年5月23日（火曜日）午後2時00分から午後5時17分まで

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員

教育長	大越 裕光
教育長職務代理者	吉田 利弘
委員	今野 克二
委員	齋藤 道子
委員	加藤 道代
委員	中村 尚子

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時00分

2 議事録承認 3月臨時会・定例会及び4月臨時会・定例会議事録承認

3 議事録署名委員の指名 齋藤 委員

4 報 告 事 項

[（1）から（3）まで一括報告]

（1）市立中学校生徒の自死事案（平成29年4月）について

（副教育長 報告）

（2）市立中学校生徒の自死事案（平成29年4月）に係る文部科学副大臣への報告について

（学校教育部長 報告）

（3）市立中学校生徒の自死事案に係る教育委員会の対応への要望について

（教育相談課長 報告）

（1）及び（3）は資料にもとづき報告、（2）は口頭により報告

教 育 長 はじめに、報告事項（1）市立中学校生徒の自死事案（平成29年4月）について副教育長より報告をお願いします。

副 教 育 長 本年4月26日、本市の市立中学校の2年生男子生徒が自宅近くのマンションから飛び降り、病院で亡くなりました。尊い命が失われたことについて大変重く受け止めている。なぜ自死に至ったのかという原因の究明、それから再発防止に取り組んでいるところである。

4月の事案発生以降、全校集会及び緊急保護者会を開催し、当該校の生徒及び保護者に対して事案のご説明を行うとともに、教職員への聞き取り、また全校生徒へのアンケートにより調査を進めてきた。アンケートについては、5月19日現在で回収率が97.3%となっている。取りまとめが終了し、現在、その内容をご遺族に確認

いただく準備を進めているところである。

また、校内における各種記録の確認などにより、いじめ事案 8 件及びいじめが疑われる事案 1 件があったものと認識している。これらも踏まえつつ、いじめの重大事態として調査を続けている。

そうした中、先般、議会にもご報告したが、2 名の教諭による当該生徒に対する体罰が判明した。一つ目は、当該生徒が授業中に大声を出し、注意してもやめなかったとして、50 代の女性教諭が当該生徒の口に粘着テープを貼ったものである。二つ目は、50 代の男性教諭が、授業の終わりの挨拶をする際に寝ていた当該生徒を起こそうとして後頭部にげんこつをしたものである。それぞれの教諭は、当該行為を行った時点及びこのたびの自死事案発生後、直ちに校長に報告すべきであったが、それを行わなかった。このような行為があったことが自死につながった可能性があるとも考えられる。今後、体罰については事実関係を確認の上、関係職員の厳正な処分を進めていきたい。

なお、昨日付で全市立学校に対して体罰禁止の徹底に係る通達を発出した。今後、全校調査などを実施すること、また、今回の事案の検証に基づく改善を進めることなど、再発防止に向けた取り組みを行っていく予定である。

以上の事項については、昨日、仙台市議会議員全員で構成される議員協議会において説明し、議論をいただいた。また、昨日の夕方、文部科学省に対しても報告をしている。

私からの報告は以上である。続いて、文部科学省への報告について学校教育部長からご説明申し上げる。

学校教育部長 平成 29 年 4 月に発生した市立中学校生徒の自死事案について、昨日 5 月 22 日に市長と教育長、教育委員 2 名が文部科学省を訪問し、事案の内容や教育委員会、学校の対応などについて報告を行い、それに対して文部科学副大臣から今後の対応等についてご指導をいただいた。

まず、副大臣からは、本事案に対するこれまでの教育委員会や学校の対応が不適切であったことから、教育委員会主体の調査は、透明性、信頼性の観点から困難であるとのことご指摘をいただいた。今回の事案では、市長のリーダーシップのもと、時系列に客観性のある調査をしっかりと行い、全容を解明する必要があるとのことがあった。

また、今回 3 件目の事案が発生したのは、これまでの事案の経験が生かされていなかったためであり、これまでの 2 件の再発防止策を含め、しっかりと検証・検討すること、というお話をいただいた。

さらに、再発防止の取り組みを教職員に徹底するとともに、児童生徒が主体となるいじめ防止の取り組みを実施していくことなどの指導をいただいた。

今後、これらの指導の内容を踏まえ、市長とも十分な情報交換、連携を図り、しっかりと対応を進めていきたいと考えている。

教育長 報告事項(3)に移る前に、昨日(5月22日)、議会において議員協議会が開催されたので、総務課長から口頭でその概要を追加報告いただきたい。

総務課長 市議会から要請があり、昨日、全議員が参加する議員協議会が緊急に持たれ、教育委員会からは、本日お出しした報告事項①資料に基づいて本件の経過等についてご説明申し上げた。

質疑は各会派の代表議員が質問をするというスタイルであったが、事実関係の究明やこれまでの対応の不備などについて厳しくご指摘をいただいた。教育委員会事務局として、これまでの取り組みについても併せてご説明したが、これまでの調査の中で体罰についての把握ができなかったことへ特に厳しく指摘を受けたところである。そのことも含め、今回の自死に至った背景、いじめなどについて引き続き調査に当たっていきたいということを申し述べた。

教 育 長 次に、報告事項（3）市立中学校の自死事案に係る教育委員会の対応への要望について、教育相談課長より報告を願う。

教育相談課長 全国自死遺族連絡会からの要望書の概要についてご説明する。主な要望は2点である。1点目は、事実を明らかにするために、遺族側の要望を聞き、寄り添う調査と報告を行うこと。2点目は、次の犠牲者は二度と出さないことを亡くなった子どもたちに誓い、いじめのない学校づくりを目標に掲げ、子どもの自死をゼロにすることの要望を受けた。

なお、要望書には、平成28年7月の仙台市自殺対策連絡協議会における要望内容も添付されていた。また、口頭による要望として、アンケート調査内容などを教科担任も含めて全員で共有し、保護者にも伝えること、いじめ問題専門委員会の委員は、公正・中立な立場で、遺族の意向をくんで選任し、会議の内容や進め方について遺族に丁寧の説明すること、教職員の研修を適切に行うことなどが申し添えられた。

加 藤 委 員 「今後の予定」のところに、アンケートの結果と調査の経過をご遺族にご報告し、公表するとあるが、公表はどのような形で進めていくことになるのか。

学校教育部長 アンケートの結果については、ご遺族には基本的に原文のままワープロ打ちしたものをそのまま見ていただくことを考えている。その後、公表用の資料として、いじめに関して見聞きしたことなどについての記述をまとめ、概要版という形で作成し、それをご遺族にも見ていただき、内容について了解をいただいた上で公表することを考えている。

吉 田 委 員 今回、自死、そしていじめ、さらには体罰ということで、ただただ残念という思いでいっぱいである。また、これまでの事案の経験が活かされていなかったという指摘は、重く受け止めなければならない。

やはり原因究明をしっかりと行っていかなければならない。例えば体罰に関しては、二人の教諭に、クラスの中にいじめがあるとの認識があったかどうかからがスタートとなる。もし認識がなかったならば、認識できなかった要因はなにか。認識があっても、なお、そのような行為がなされたということであれば、それは感情が教育的な理性を超えてしまったということであり、それはなぜなのか。個人的な問題なのか。それとも学校という組織で食い止めることはできるものなのか。というように、分かれる枝をたどるように状況を分析して、今後に活かしていくことが非常に大切になってくると感じている。

教 育 長 昨日、市長とともに文部科学副大臣をお伺いして指導を受けた。教育委員の吉田委員、中村委員がご一緒したので、まず委員のお二人からあらためて昨日のことについてコメントをいただきたい。まず中村委員から願います。

中 村 委 員 副大臣からは厳しいご意見もいただき、私たちは今回の事案をしっかりと重く受け止め、きちんとした対応をしていかなければならないことを再度確認した次第で

ある。

お話の中では、私たちが考える以上に、もう一度最初からしっかりやらなければならないというご指摘をいただいた。時系列で考え、誰が見ても分かるような対応をしてもらいたいということだった。また、今回のことも含め、やはり保護者への連絡と、学校の中での情報共有ができていなかった点について指摘いただいた。

たとえ初期対応の段階の小さなことであっても、教頭先生や校長先生まで情報が上がり、そして教育委員会にも上がってくるような風通しの良い対応がなければいけないということを言われたが、これは当たり前なことなのではないかという気がした。みんなが心を砕き、少し手間のかかることでもそれを惜しまず、自分のやるべきことをしっかりとやらなければならないということを考えさせられた。そして、文部科学省としても、仙台についてはとても気にかけていらっしゃるって、どんなことでも仙台のためにすると言っていたことをすごくありがたく思った。そのお気持ちに背かないように、私たちも襟を正してもう一度考え直さなければいけないと思った。

吉 田 委 員 今、中村委員が話したとおりであるが、少し加えさせていただけば、原因究明ということでは、この子が1年生のときからどうだったのかということをしつかりと分析しなければ、対応の良し悪しは分かりにくい。そこをしつかりやってこそ、適切な対応、あり方が考えられていくのかということ副大臣の指摘の中から感じ取った。

教 育 長 副大臣は市長に対して、リーダーシップをとってこの問題に対して解決を進めるようにとお話した。私ども教育委員会の対応の不適切というか不手際というか、そのような点があったことを十分踏まえてのご発言だったかと思う。それに対して私どもも襟を正して今後進めていかなければならないと痛感した。また、過去2件の事例を踏まえた再発防止策に取り組んできているわけだが、そのことについてもしっかりと検証するとともに、今、目の前にいるお子さんたちに対して、しっかりと再発防止策をとるよという指導等があった。

私ども教育委員会としても、当然、今後、対策をとっていかなければならないのだが、そのことについても、今ここは踏ん張って対応してもらいたいというご指導もあった。そういう点で文部科学省は協力を惜しまないとまで言っていた。今後の具体的な取組については、昨日の議会においてもお話はしているが、さらに必要なものは追加しながら、かつ、今、目の前にあるこの緊急事態にしっかりと対応していきたいとあらためて思ったところである。

齋 藤 委 員 この要望書をはじめ、それから今お聞きした文部科学省の対応、すべてにおいて真摯に受け止めなくてははいけないと強く思っている。ここで止まってははいけない、やはり先に進まなくてははいけないことから、私が、自分の立場、地域の立場で一体何ができるかを考えてみた。

まず大切なことは、子どもを取り巻く大人たちがどれだけもっと子どもに寄り添う必要があるかということ。それは学校だけでなく社会全体で考えて、変えていかななくてははいけない。だからこそ、今、地域の力を信じてほしいと強く言いたい。いじめや不登校などで悩んでいるお子さんたちが、その苦しさを先生に言えなかったり、ご家族の皆さんに心配かけたくないがために口にできなかったりという場合でも、地域でならお子さんたちも本音を漏らせる、そのような環境づくりをまちづく

りの一つとして行っていくことも可能かと思う。地域で集える場所や地域のホッステーションのような居場所があることがまず大切なのではないか。そこで子どもたちの何気ない会話から心がほぐれていくこともあるのではないか。それから、地域にはたくさんのいろいろな経験を持った大人たちがいる。その経験を持った大人たちに寄り添うことで、子どもたちが気持ちを開いてくれるかもしれないし、その気持ちを受け止める大人はたくさんいることを子どもたちに伝えていかなくてはいけないと思った。

先日の総合教育会議で市長が、PTAや地域、諸団体の方々が集まって、いじめ対策に対する協議を開いていく必要があるとご提案されていたが、まさにそのとおりで、今必要なのは大人たちの理解と協力ではないかと思う。地域にはいろいろな形があり、それぞれ長い年月を経てそれぞれの基盤をつくってきていると思う。その基盤の上に学校と地域と家庭が一つになって子どもを見守っていく、そのような環境、体制をこれからつくっていかなくてはいけないと思った。

例えば、学校支援地域本部は学校、家庭、地域の橋渡しを行っており、そのほかに地域の中には民生委員や児童委員のように守秘義務を遵守する者もいる。そういう方たちと、中学校であればいじめ対策専任教諭が窓口となってつながっていくという一つの案もあるかと思う。

これから協議を開くにしても、会議で形だけをつくることにとどまらず、それぞれの地域の特性を生かしたセーフティネットワークを皆さんで考えていかなくてはいけないときに来ていると思う。繰り返しになるが、とにかく学校も地域も家庭も一つとなって、市民協働のまちづくりを推進している方たちとともに、再度、取り組みをさせていただきたいと思った。

今野委員 体罰があったということで、もはや何の言い訳もできない。その上で、一つ確認だが、生徒によっては、少し手を放して成長してもらったほうが良いという生徒さんもいるだろうし、あるいは手をかけて慎重に大切に育てなければならぬ生徒さんもいると思う。担任の先生であれば、ある程度、生徒一人一人の特徴をつかんで、それに応じて適切な指導方法をとれるかと思うが、中学校は教科によって先生が異なる。例えば、慎重に接しなければならないようなお子さんに関しては、学校全体で共有されている点もあるかと思うが、ただ共有されているというだけではなく、具体的にこのようなことに注意したほうが良いとか、こういう対応をした方が良いというようなことについて、校内での勉強会のようなものはあるのか。

学校教育部長 生徒一人一人それぞれ個性がある中で、いじめや不登校や家庭環境などにより、特に支援が必要とする生徒に対して、サポート委員会という場を設けて、担任だけではなく、学校全体で情報を共有する場を設けている。サポート委員会にはすべての教員が入るわけではないが、学年の担当の教員などが入って、学年ごとに教科の先生方とも情報を共有するというスタイルをとっている。

ただ、昨日の議会でもご指摘をいただいたが、当該校におけるサポート委員会については、情報共有というところで留まっていたことが調査からは見て取れる。情報を共有したからには、その情報をもとに、生徒一人一人にどのように対応していけばいいのか、どのように接していけばいいのか、もっと踏み込んだ対応が必要であったのかと思っている。そういった点が本事案に関しては欠けていたのではないかとこのところが現時点での認識である。

齋藤委員 学校をサポートするということで、先ほどお話しさせていただいた、地域の者たちも何らかの形でサポートができるということをここでも強調しておきたいと思う。学校支援地域本部は、仙台市の各中学校区に一つは本部ができているという実績があるので、仙台市の中で情報を共有することも可能であり、また、地域の人たちが学校に入っていくことで、先生方の多忙化を少しでも解消でき得ることや、そのほかにも何かしらの形でサポートができる地域の人たちはいるということ、それだけは忘れないでいていただければと思う。

教育長 資料の「5 今後の予定」の(5)の中に、「各学校において、保護者及び地域との間でいじめに関する情報共有や意見交換を行う場を設ける」とあるが、これは市長がこの前の総合教育会議の場でご発言された内容である。まずは地域の方との意見交換を通して、地域としてサポートできることはこのようなことがあるというようにお話が出てくると、より情報共有が進んでいくようにも思う。このあたりも、もう少し進め方を詰めて検討していきたいと思っている。

吉田委員 学校にサポート委員会があったということで、当該生徒に関しても、学校ではサポート委員会が開かれていて、学級担任はもちろん、教科担任も当該生徒のことを分かっていた。しかし、当該生徒への実際の対応の面では行き届いていなかったということになるが、その原因は一体何なのかということまで究明していただければと思っている。

もう一つ、要望書の関係であるが、私たちもこれは真摯に受け止めなければならないと思う。その中で、教職員の研修について、「研修は修身」という表現で指摘されているが、いじめに関する研修は、実際どのような内容か。

教育人事部長 まず1点目の、サポート委員会での情報共有、それから、情報共有から一步進んで、どのような接し方、指導のあり方があったのかということまで究明すべきというお話に関しては、市長からも、サポート委員会での情報共有をどのように生かして指導につなげていくのか、その子に対して、例えばどのようなアプローチの仕方をするのかということまで組織的に支援というかサポートすべきであり、その枠組みをもう少し考えたほうがいいのではないかという話も受けている。したがって、今回の原因究明を通じてそういったところまで考える必要があるのではないかと考えている。

吉田委員 個人に委ねるのではなく、やはり組織的にどう対応すればいいのかということをもみんなで考えていただきたいと思う。

教育センター所長 研修について、今年度、教育センターが実施するいじめ防止に関連した研修は25研修で55講座計画している。内容は、児童・生徒理解を中心に、学級づくりや子ども同士の間関係づくり、配慮を要する児童の理解と支援など、いじめを生まない風土・学級づくりに関する研修や、保護者、地域、関係機関との連携、また管理職においては、いじめ防止に向けた学校の組織づくり、組織対応に関する研修等を組み入れている。講師には大学教授や弁護士、臨床心理士、教育委員会関係各課の指導主事等、それぞれ専門分野から幅広く招聘している。しかし、今回の事案を受けて、研修した内容が各学校でしっかりと生きているかどうか、教育センターとしても研修効果の検証が必要ではないかと考えているところである。

吉田委員 最後の「研修効果」という言葉だが、これは本当にしっかりしていかなければならない。受講できるのは限られた人数となるが、その内容は仙台市の教職員全員が

共有しなければならないことである。受講した方を学校の代表者として、その代表者を通して研修内容をどのようにすべての職員に行き渡らせたらいのかということも、この緊急事態に当たっては、考えていかなければならない。効果の検証については、ぜひよろしくお願ひしたい。

加藤委員 研修を受けた人が現場に持ち帰って浸透させるという方法も一つだが、全員が何年かのうちには必ず1回は受けるというような、順繰りに全員が受けていけるような体制も必要かと思う。当然、教職員は多いので期間は長くなるかもしれないが、やはりその辺を位置づけていただければと思う。

中村委員 先ほどのサポート委員会だが、やはり情報の共有がとても大切だ。どのようにサポートしていくか、その枠組みを考えていく中で、学校の中だけではなく、今回の場合は、学校で情報は共有できていたが、その先の対応が止まっていたというか、できていなかったということだったと思う。当然そこには先生がいて子どもがいて、その後に保護者もいる。どのような対応をしているかということについて、専門用語を用いた難しい言葉ではなく、一般の私たちが聞いても分かるような噛み砕いた言葉で、保護者にもそういったことを浸透できるような体制を入れていただければと思う。

研修については、加藤委員がおっしゃったように、先生方はとても忙しいので、誰かが受講して、そしてそれを持ち帰って拡大するということは一番いい形かもしれないが、忙しい中で校内研修を聞けない人もいたり、人づてにすると内容が薄まったりすることもあると思うので、やはり全員に受けていただくことを目標にいただければと私も思う。

加藤委員 研修効果の評価についてだが、先生方は、年単位で新しい子どもたちに出会い、指導していくことになるので、中期的、長期的な効果を測ることが必要だ。学校全体で、意識を高め、方法論を身につけていけること、そして一般知識だけではなく具体例にシミュレーションとしてどう対応していくかということを経験するよう研修があるといいと思う。

齋藤委員 受講した誰もが内容のすべてを理解し、学校に持ち帰れるわけではない。それぞれの学校には、それぞれの生徒がいて、それぞれの地域があり、いろいろな形がある中で、自分たちの学校に照らし合わせて、研修で学んだどの部分を選択し考えていくか、ということが必要だろう。加藤委員がおっしゃったように、具体例をみんなとともに話し合うような研修であってほしいと思う。

教育長 研修について、今、ご意見を頂いた。ほかにご意見はないか。

今回、体罰があったことが判明した。初期段階の調査の中で、その点に十分には至らなかったことを反省しなければならない。

体罰がいじめを助長するというご指摘もある。体罰は絶対してはいけないことである。数年前に全国的に問題になって、国からも指示があり、その当時も私も体罰の禁止徹底に努めたが、残念ながら今回このようなことが起こった。それも報告もない形で判明したということが本当に残念でならない。あらためて皆さんのご意見を伺いたいと思う。

齋藤委員 これが先生方の多忙化ゆえの一端として体罰が起こってしまったのなら、それはまったく間違いであり、あってはいけないことだと思う。ただ、クラスの中でも特に数名のお子さんを見ることにどうしても時間を取られるという部分があるなら

ば、先ほど申したように、地域の人も目となり手となることはできるので、そこを少し考えていただければと思う。

また、例えば、家庭や地域の人たちも、スクールカウンセラーや心理の先生方のお話を一緒に聞く機会を持っていくべきかとも思った。地域で学ぶこともたくさんあると思うので、それを学んだことで学校に生かせるのであれば、地域の皆さんは惜しまずに行いたいという気持ちはあると思う。

加藤委員 体罰についてはさまざまな面から見てすべて問題と言わざるを得ないが、特に子どもたちの前でそういうことが行われたというのは、先生がそのお子さんを尊重していないと、ほかの子どもたちが知るということだ。逆もあるはずである。その子に役割を与えて、みんなの前でその子どものことを紹介していけば、ほかの子どもたちにも、その子が意味のある存在だということが伝わるはずである。でも、それと正反対の形で、尊重されていない子どもなのだということを知らしめることになったということが、本当に何とかならなかったのかと。そこが、ほかの子どもたちへの影響も、それからもちろん亡くなられたお子さんの無念な気持ちも含めて辛いところである。

吉田委員 加藤委員がお話しなさった教育的配慮についてだが、生徒一人一人に存在感があるという、その存在感をつくってあげるのが本来なら教師の仕事である。そのために、教員はあえて用事をつくる。例えば美術の教員だったら、「ちょっと準備室からあれ持ってきて」と言って、用を足したらば評価してあげる。または「あの子の名前は？」「教えてくれてありがとう。あなたのおかげで助かったよ」などと、ちょっとした役割を与え、それを認めてあげる。そういう繰り返しの中で子どもたちがそれぞれ育っていくという事例もある。加藤委員がお話しされたが、やはり叱るということではなく、子どもを評価し立てるというあり方も十分に配慮していけば、体罰が起こらないような状態になるのではないかと思う。

教育長 いじめをするなという指導に対しての示しが見つからない。自らいじめをしているようなものであるから、非常に深刻なことだと思う。この点に関しても副大臣からしっかりと検証、調査するよというお話を受けている。

今野委員 愛情を持って指導するという考え方であれば、粘着テープで口を塞ぐなどということはないだろうと思う。前提として、先生方があまりにも忙しく、精神状態が良くないということがあるのであれば、先生方の体調や精神状態を常に良い状態にしておくことも非常に重要ではないか。

少しかけ離れているかもしれないが、先生方がもし朝食をとっていないければ、空腹から不機嫌になることもあるだろう。やはり自分の調子が悪いと、他人に対してもいい対応ができなくなることが多いと思うので、その辺もこれからいろいろと勉強していきたいと思っている。

教育長 この問題については、今後も継続的に進めていかなければならず、教育委員会でもその都度、協議し、決定していくこともあろうかと思う。

体罰ということについては反論の余地のないことであり、まして、いじめを受けていたお子さんに対してということ自体が余りにも衝撃的だった。繰り返しになるが、私たち自らの調査で見抜けなかったことは本当に反省しなければならない。普段の子どもたちのいじめの実態を解明していくことも当然だが、体罰の状況については、1年生以降の当該生徒に対してのもの、あるいはほかのお子さんも含

めてどうであったかなど、並行的に調査し、その結果を踏まえて検討していかなければならない。

今後、いじめ問題専門委員会へ諮問することについて付議をすることになるかと思うが、日程等については未定のところがあり、事務局で詰めていくのでご承知おきいただきたい。子どももまだ全体の整理が十分ついていないところだが、できる限りスピード感を持って進められるよう努めていきたい。

加藤委員 今回のことだけではなく、いじめアンケートは、先生が「勇気を持って話してください」とお願いするのに対して、子どもが本当に勇気を振り絞って自分の受けている状態を一生懸命書くものである。そのため、「これだけのことを書いたのに、吸い上げてもらえなかった」となると、次のアンケートのときに子どもたちにどうお願いしたらよいのか、ということになる。先生方にはその点を配慮していただき、アンケートに書いてもらった場合には丁寧に対応していただきたい。

教育長 私たちは、教員に何かを伝えるときに校長先生を通して、いろいろ通知したり依頼したりする。学校が200近くあり、事務の効率を考えればそれは仕方ない面もあり、手法としては当然あるものだろう。しかし、6,000人前後いる教職員一人一人に危機感を伝え、認識を深めてもらうことを考えなくてはならない。おそらく手もかかり、時間もかかるだろうが、一人一人に行き渡る発信の仕方を考えていかなければならないと思っている。

全国的にも信用を地に落としているわけなので、マイナスから一步一步回復するには時間をかけて努力するしかない。そういう点で、教育委員の皆さんにさらなるご協力とこれからの進め方に一緒に力を合わせていただければと思うので、よろしくお願いする。

休憩（午後2時57分～午後3時24分）

（4）教職員の人事に関する事項について

（仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分 of 定期公表について）

（教職員課長 報告）

資料にもとづき報告

吉田委員 先ほどのいじめや体罰の話に絡めるが、学校内が、いじめや体罰を絶対に起こさないという意識に満ちていれば、教職員の不祥事もなくなるのではないかという思いだ。

（5）平成28年度健康実態調査結果の概要について

（健康教育課長 報告）

資料にもとづき報告

齋藤委員 健康実態調査報告書の72ページや73ページの「給食が好きですか」に関する問いへの回答で感じたことだが、給食はなぜ好きかという質問に対し、「みんなと一緒に食べられるから」という回答が、小中学生ともに年々増加していることは非常に良いことだと思う。やはり子どもたちは一緒になってご飯を食べることの素晴ら

しさを仲間意識として持っていることも、いじめや不登校などの問題にも良い方向に影響していくのではないかと、明るく感じた。

反対に気がかりなのは、76 ページや 77 ページの朝食に関する問いだが、朝食を食べない理由で、「ふだんから朝は食事をしない」というのが、昨年の 1.9%から今年 は 25.8%へと極端に増えている。この数年間、少しずつ啓発されて、朝ご飯を食べて来ている子どもが多くなっているように思っていたので、ここが非常に気になった。それも含め、小学校入学前の未就学児童を持つ親御さんたちへ、なぜ朝食が必要なのか、子どもたちの給食に関することなども踏まえて、ぜひ啓発活動に力を注いでいただきたい。

参事兼健康教育課長 朝食については、それぞれの家庭で事情もあると思うが、そのような中でも食事をとるようという指導をずっと続けてきた。約 9 割は大丈夫だが、残りの 1 割をどうするかというところが今後の課題だと思っている。さらに、小学校入学前の幼児に対する啓発で、これから小学校になる子どもに対しても十分その部分を伝えていきたいと思う。

吉 田 委 員 体力・運動能力調査の関係で、握力とボール投げは長年低下傾向にあり、これは決して仙台市だけではなく全国的な傾向である。その背景を考えてみると、20 年前ごろから、大人も手提げかばんからリュックやショルダーバッグという生活に変わってきたというようなことも影響するのかもしれない。ボール投げでは、今は三角ベースボールはやらず、サッカーの時代であり、そんなことも影響しているのではないかと思った。それらの向上のためには様々な手だてを講じなければならないが、その辺は長い目で子どもたちの様子を見てやることも大切ではないか。性急になる必要もないのではないかと思う。

もう一つは食に関して。うれしい結果だと思ったのが、子どもたちが朝食を食べない理由として、「食事が準備されていない」というのが去年から比べぐんと減っていることだ。子のために食事を準備しないというのは、野生動物の世界では巣立ちであり、親と子のきずなが切れてしまう瞬間である。それは人間の世界にあつたらいけないことで、子の食事の準備をしない家庭が少なくなってきたということは大いに取り上げるべきではないか。我々はどうしても問題点や課題点を啓発と称して提示するが、やはりこのような良くなったところはどんどん PR していいのかもしれないと思う。例えば P T A 関係の新聞を利用して、こんなことが変わってきていると知らせれば、やっていなかった人は一層深刻に受け止めるのかとも思う。だから、良いことはどんどんアピールしていただければと思う。

教 育 長 ご指摘のとおり、社会の変化は生活の変化である。鉄棒が前より減っている、うんていもない、そういったものに触れる機会がないと握力が落ちることは、我々素人でも何となく分かる関係があるかと思う。それから、昔に比べると空き地や広場がないから、外を駆けることも少なくなる。また、電子機器や情報機器が出て、あまり握力を使わないようになるなど、押しなべてそのようないろいろな変化が子どもに影響を及ぼしていると思う。

基礎体力というのは、けがの防止にもつながる大切なことであり、昨年度からそのような検査も取り入れられた。安全・安心に暮らすというのは、けががないことが何よりであるので、一定の基礎体力があり、そして食習慣がきちんとしている、また生活習慣も規則正しいということが望ましい。自分の身を守るという意味でも、

これらは子どものときから身につけてほしいことで、今後もずっと啓発していかねばならない。

就学前後については、今、幼保小連携を教育振興基本計画でも提示しているのので、今後、幼保小の連携の中にも一緒にこの3習慣の部分も入ってくると思う。

中 村 委 員

概要資料の4ページに、「パワーアップ仙台っ子」の活用促進で、26年4月にアイデア集の冊子を発行し、全校に配布したとあるが、例えば、「こんな取り組みをしたら、このような成果が出た」というようなことはどこかに出ているのか。

参事兼健康教育課長

全校に配布したその冊子をもとに、各学校で、授業と授業の間の業間休みや昼休みの時間、朝の始業前といった空き時間にこんな取り組みをしましょうということ各学校でやってもらっている。その成果については、それらの取り組みをまとめた資料というか冊子を年度ごとにつくっており、各学校に取り組みの内容を周知している。

中 村 委 員

つまり、取組みと成果の事例について、横のつながりというか、あそこではこんなことをやって成果が上がったという情報は各校で共有できているということか。

参事兼健康教育課長

そうである。

中 村 委 員

もう一つ質問だが、資料に「仙台市 食に関する指導の手引」の概要版を全担任へ配付とある。不勉強で申し訳ないが、担任の先生はその手引きを見てどういった指導をするのか。

参事兼健康教育課長

「食に関する指導の手引」という厚い冊子があり、その概要版である。これは、学校の中で給食を通じた食育を扱っているのので、学校の教員あるいは栄養教諭、栄養士などが中心になって、給食の時間などにこういった指導をするようにといういくつかの例を示したものである。この概要版をすべての学級担任に配っている。

教 育 長

概要版の在庫があれば、委員へお配り願いたい。

中 村 委 員

栄養教諭だけでなく、担任は一緒にご飯を食べるので、担任の先生もそういうところで指導していただければと思う。

それから、先ほどお話があったが、食習慣と生活習慣は密接な関係があり、保護者として耳の痛いところもあるのだが、やはり昔と今とでは子どもを取り巻く状況そのものが大きく違う。今は、生まれたときからパソコンがあり、携帯電話があり、そういったものに対応していく中で、どうしたらいいのか迷っている保護者もいらっしゃると思う。例えば「3時間以上使ってはだめだよ」というだけではなく、「こうしたら、こう変わった」というような、その辺の手だてになるようなことを発信できるといいと思う。

食生活では、保護者への啓発もすごく大事だと思う。生活習慣にも関わってくるが、夫婦共働きで夕食の時間がどんどん遅くなり、それが朝に影響を及ぼすということもある。食事が大切であることを分かっていない親は多分少ないと思う。食事に手を掛けたいが、どうしても時間がなくてできないということもあるだろう。ただ、「主食のほかにおかずを作りなさい」というのではなく、簡単で栄養がしっかり取れるような料理など、働いているお母さんでも「これだったらできそう」と思えるような発信があるといいと思う。

参事兼健康教育課長

今の食習慣、特に朝食をとることの周知については、「健やかな体の育成プラン」の新しい5年間の計画をつくる際の検討委員会でも議論された。やはりハードルを下げて、朝食をとらないという残り1割を減らす取り組みがいいのではということ

とで、例えば、おにぎりの中におかずになるようなものを一緒に混ぜてつくりおきし、それを朝食のかわりにするというのもあり得るのではないかという具体的な意見も出た。今後そういった部分も含めて周知、広報を考えていきたいと思う。

加藤委員 アレルギーについて、例えば鼻炎やアトピー性皮膚疾患と違い、食べ物に関するアレルギーは給食との関係もあるかと思う。例えばセルフコントロールができない小学校の低学年などであれば、担任による監督にもつながってくると思うので、食物アレルギーについては別のカテゴリーで示していただくことはできないのかなと思った。

二つお聞きしたいのだが、一つは食物アレルギーのカテゴリーを今後増やせるのかどうか、もし増やせる場合は、担任の負担というか業務への課題などがあるのかどうか、その辺も教えていただきたい。

参事兼健康教育課長 報告書の中には食物アレルギーという詳細の数字を出しておらず、大変申し訳ない。食物アレルギーはアレルギー疾患の中に含まれた形になっているが、4千人を超える児童生徒が食物アレルギーを有するということを把握している。このうち、おおむね2千人は自分でアレルギーだと自覚しており、食べられないものを自力で除去、というかコントロールできる。残りの児童生徒は給食で対応している。特に給食では、アレルゲンの食材を出さない、あるいは除去するといったことを担任が把握していないと大変な状態になる可能性もあるので、食物アレルギーの研修あるいは対応については、年に何回も教職員に話をし、研修も受けてもらっている。そういう面で、担任はその子にとってどんな食物がアレルギーのアレルゲンになるのかということ把握しているはずである。

加藤委員 取組みは大変ありがたいと思うが、アレルギー対応がどんどん増えていることについて、給食のあの短い時間の中での対応の難しさという点で、特に小学校低学年などの担任の方々から声は上がってはいないのか。

参事兼健康教育課長 食物アレルギーで給食の対応が必要な子どもについては、当然、担任のみならず学校の給食に携わる栄養士や栄養教諭、あるいは管理職も含めてその子にアレルギーがあることを把握しているはず。給食そのものが既にそのアレルゲンを除去したものを出しているという前提で、確認は担任がするという流れにしているので、一から十まですべて担任がコントロールということではないようにしているつもりである。

加藤委員 なおこれから増えてくるということであれば、その辺の負担が増えてミスにつながらないようにぜひ見守っていただくようお願いしたい。

参事兼健康教育課長 十分その辺は配慮していきたい。

もう1点、食物アレルギーの数字を資料の中というご意見については、検討させていただき、来年以降対応していきたいと思う。

今野委員 概要資料2ページの体力・運動能力調査での仙台市の目標値との対比というところで、目標達成率が平成18年度の10.9%から平成28年度の51.6%へと、数字を見ると素晴らしく上がっている。しかし、ここの「平均値の最高値」という意味がよく分からない。

それから、最近こういうことが笑い話でなくなってきたのかなと思っているのだが、「私はママのスマホになりたい」と言った小さな子どもがいるという。お母さんがしょっちゅうスマホを見て、自分のほうを見てくれない。それで子どもが、

母親のスマホになりたいと言ったそうである。これはひょっとすると何年後かに大変なことになる可能性がある。教育委員会の所管外かもしれないが、例えば幼児期のそうした環境が原因で、それが小学校高学年や中学校ぐらいになって何か問題が表面に出てくるという可能性もある。そうすると教育委員会としてもいろいろな意味で大変になることもあると思うが、対処のしようはないのか。

教 育 長 今の話は恐らく就学前の幼児教育の問題や子育ての中での課題だろう。
加 藤 委 員 意見をしてしまうようで申し訳ないが、どういう方たちが親になっていくかという、それはこの間まで高校生であったり中学生であったりするわけなので、幼児のところが悪いというふうに、何か犯人を見つけるような形で議論をするのではなく、やはり今、目の前にいる子どもたちに対する教育ということでは、現在、小中高を対象としている我々の中でも考えていかなければならないことかと思う。実際、いろいろスマホに関してのことは聞かないではないが、スマホを減らすとかやめるという方向よりも、子どもを見るという方向でできるだけ働きかけていく必要があるのではないか。それは、現在小さい子を育てているお母さんたちだけではなく、私たちの目の前にいる次世代の親となる児童生徒に対して、一つ一つ丁寧にやっていくしかないのかなと思う。

今 野 委 員 要するに親の教育に対してどのような情報を提供するかということである。ただ、問題がある。お恥ずかしい話だが、うちで新入社員にスマホをどのぐらい使っているか聞くと、平均2時間を超えていた。以前頂戴した、朝食の問題とそれからスマホがどのぐらい影響があるかというデータを見るとちょっと恐ろしいと思った。簡単に言うと、能力的に上位3割ぐらいに入る能力の方が下位3割になってしまうというぐらいのデータだと私は認識した。そのデータを全員に渡した。昨日、新入社員の歓迎会があったので聞いてみたら、読んでいなかった。毎月社内報を出すので、私のコメントを書いて、データも付けて渡したが、読んでいない。

したがって、子どもさんを通して保護者に資料を渡したぐらいで理解するのはなかなか難しいのではないか。私が申し上げているのは、そういうことがいずれ表に出てくる時期が来るかもしれないが、6歳ぐらいまで、あるいは3歳ぐらいまでの保護者の対応により、将来を取り返せる可能性がある。しかし、「伝える」というのは大変だなと感じている。

教 育 長 これは非常に議論のあるところ。今、我々は情報モラル教育を小中学生に保護者の協力も得てやっている。これがまさに今野委員が言ったことにもなるし、加藤委員の言ったことにもなる。これはスマホを取り上げるのではなく、マナーとルールを守って付き合いしていくということを話している。だから、時間も自分でどのくらい使っているか自己コントロールしていくとか、親になったときに子どもに対してどう教えていくか、そのような将来に向かっての話である。目の前のことでもあるが、未就学児のお母さんたちは、お子さんが生れるとなったあたりから、保健所や子供未来局などが関わっているいろいろな情報提供も受けているので、今のようなお話も恐らく入ってくるのではないか。そういう点では、幼児教育や子育ての場面でそのようなところを保護者の方に啓発していくことが求められていると思う。どうしても縦割りでやっている部分もあるが、教育振興計画で幼児教育との連携、接続ということもうたっているので、担当部局においては、子供未来局とも連携していくこともお伝えいただきたい。

齋藤委員 「スマホに子守をさせないで」というポスターを目にしたことがあるが、私自身それをどこが出しているのか知らない。そういう意味で、そういった機関なりと双方向で情報交換をするためには、やはり教育委員会もアンテナを張っておくべきではないかという気がした。

参事兼健康教育課長 今野委員の一つ目のご質問だが、「平均の最高値」について説明する。資料43ページにある「仙台市の目標値」にある数字が、体力・運動能力調査での具体的な仙台市の目標値になる。平成18年度以降はすべての小学校、中学校での悉皆調査を行っているが、それ以前は各学校をピックアップした抽出の調査だった。その18年度の切り替えの際に、平成10年度から17年度までの抽出調査の中で、それぞれの学年のそれぞれの種目の最高の値を目標にしようということ掲げた。その具体的な目標値を超えたのが28年度は51%になっているということをご報告した。

教育長 まだ全国平均に到達していないものもあるが、総体的には上昇していつているところで、まだ発展途上中ということである。毎年毎年のこのビッグデータをきちんと押さえながら、少しでも改善する方向に施策を進めていきたいと思う。

(6) 仙台市泉岳自然ふれあい館の次期指定管理について

(生涯学習課長 報告)

資料にもとづき報告

教育長 平成30年度以降の5年間の指定管理を進めていくということである。26年7月のオープンだが、建築中に火事にも遭って大変な中で何とかスタートした経過がある。その後、小学生は悉皆で体験学習をしていただいているが、以前の施設からするとスペース的にも中身的にもかなり充実しており、学校からは喜ばれているかと思う。時間があれば皆様にも見学いただきたいところだが、なかなか時間の確保が難しいところもあるので、ご家族なりで機会があればご利用いただければと思う。

ご意見等あるか。

これから新たな指定管理者を手続に沿って選定していくということである。当然、スケジュールにもあるように、市議会の議案にもなるし、その前に定例教育委員会での付議にもなるので、そのときにまたご説明する。

5 付議事項

第6号議案 平成30年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書採択方針について

(高校教育課長 説明)

(意見等なし)

原案の通り決定

第 7 号議案 平成 29 年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会委員の委嘱等について
(秘密会)
(教育指導課長 説明)

原案の通り決定

第 8 号議案 平成 29 年度仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立
特別支援学校高等部用教科用図書協議会委員の委嘱等について
(秘密会)
(高校教育課長 説明)

原案の通り決定

第 9 号議案 仙台市就学支援委員会委員の委嘱等について
(秘密会)
(特別支援教育課長 説明)

原案の通り決定

第 10 号議案 仙台市文化財保護審議会委員の任命について
(秘密会)
(文化財課長 説明)

原案の通り決定

第 11 号議案 教職員の人事に関する事項について
(平成 30 年度学校教育職員人事異動方針について)
(秘密会)
(教育人事部長 説明)

原案の通り決定

第 12 号議案 臨時代理に関する件について
(職員の人事に関する事項について〈職員の懲戒処分について〉)
(秘密会)
(人事課長 説明)

原案の通り決定

第 13 号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
(秘密会)
1. 平成 29 年度教育予算
(総務課長 説明)

原案の通り決定

2. 仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

(生涯学習支援センター長 説明)

原案の通り決定

6 閉 会 午後5時17分